

高知地方裁判所委員会（第32回）議事概要

1 日時

令和2年1月23日（木）午後3時から午後5時まで

2 場所

高知地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）石井寛也，稲田良吉，大谷英二，川竹佳恵，黒野功久（委員長），高松清之，西村修，根岸幸弘，船井守，山崎真人（敬称略。五十音順）
（事務担当者等）民事部裁判官，事務局長，刑事首席書記官，民事訟廷管理官，総務課長，総務課課長補佐

4 テーマ

専門的知見を要する民事訴訟の解決について

5 議事

(1) テーマに関する説明

パワーポイントを使用して，民事部裁判官により，民事訴訟及び専門的知見を必要とする専門訴訟についての説明，専門委員制度を始めとした専門的知見の獲得方法の説明，当庁における事例の紹介が行われた。

(2) 意見交換（委員長は◎，委員は○，事務担当者等は■で表示する。）

◎ 先ほどの説明の中で，この点がわかりにくい，とか，この点をもう少し説明して欲しい，というところはなかったでしょうか。

○ 専門委員というのは，質問事項に対して，一般的，類型的な知識・経験則に基づいて述べるのが原則，との説明がありましたが，先ほどの専門委員の活用事例を聞くと，かなりその事件の中に入って意見を言っている印象を受けました。正直，個別の案件に関わることと，一般的な知識の違いがよくわかりません。もしかしたら，紹介された事例は，当事者の同意があったので

踏み込んだことまで述べたのかと思ったんですが、この辺りはどう考えればいいんでしょうか。

- 事件に専門委員を関与させる場合は、双方の当事者から関与することの了解をいただいてから専門委員を選任しております。期日での専門委員への質問についても、あらかじめ裁判所と当事者との間でどんな質問をするか決めてから期日に臨むことが多いかと思います。当事者が個別事案に即した質問に合意しない場合には一般的な質問しかしませんので、専門委員の説明もその限りになるかと思います。

事件を進めていくと、やはり、この事案の場合はどうか、ということを知りたくなることがあります。その場合は、当事者双方の同意を得て専門委員の意見を聞いていることが多いかと思います。ただ、法律の定めでは専門委員の意見は証拠にはなりませんので、専門委員の説明を受けたから判決が書けるようになる、というものではありません。別途、専門委員の説明に沿うような医学的知見が書かれた文献を出してもらったり、医師の意見書を出してもらったりもしますし、専門委員の説明と反対の意見の当事者には、反証の機会も設けられることになっています。

- 先ほどの事例は、個別の案件の質問をすることに双方当事者も納得したうえで質問をしたということですね。先ほど、専門委員の説明は証拠にはならない、というお話がありましたが、具体的な専門委員の説明を受けた後、裁判はどんな感じで進むのでしょうか。
- 当事者双方と質問する内容を合意した上で専門委員に質問しますが、専門委員の説明はそのまゝの形では証拠にはできません。そのため、あらかじめ承諾を取った上ですが、専門委員に簡単なペーパーなどを書いてもらって裁判所に提出してもらい、それを当事者から改めて証拠として出してもらい、専門委員との質疑を録音してもらい、それを基に証拠化する、ということも、ケースによってはあります。

- 私は小児科の医師で、循環器や呼吸器の専門ではないんですけど、先ほど紹介された事例の時的経過を聞いた段階で、医療を担っている人だったら、一般的な話として説明できると思います。
- お伝えしたいことが二つありまして、一つは、この場で何を伝えたいのか、また、私達から何を聞きたいのかがよくわからないということです。ここで民事訴訟について我々に教えるんだよ、というならそれでいいと思いますし、この点について意見を聞きたいという点があるならば、それをきちんと出してほしいと思いました。もう一つは、専門的知見の獲得の方法として3つあるということでしたが、昨年度（2018年度）、高知地裁では、鑑定、専門委員制度を使った訴訟及び民事調停がそれぞれ何件くらいあったのか、また、全国的にはどれくらいなのかを教えてください。
- 鑑定、専門委員及び民事調停を利用した件数ですが、高知地裁では医療関係、建築関係とも年間数件程度という状況です。全国的な数値で申し上げますと、医療関係訴訟に関しては、全国の係属件数の一割弱程度で鑑定が実施されているような状況です。建築関係訴訟に関しては、先ほど「民事調停を利用することが多い」と説明いたしましたが、係属件数の約半分程度が民事調停に付されているということです。
- 専門委員制度の活用は、どの程度なのでしょう。
- 高知地裁で専門委員を活用した件数は、4、5件程度です。高知は、専門的知見を要する民事訴訟の件数自体が多くありませんので、その中で更に専門委員をお願いするような事案となると、先ほど申し上げたような件数になってきます。
- ◎ 本日は建築と医療を採り上げましたが、専門的知見が問題となる訴訟というのはいろいろなタイプが出てくるのではないかと思います。全国的に見ると、ソフトウェアの開発を巡る紛争というのが問題になってきております。例えば、ある企業があるソフトを発注して、ソフトについてオーダーを出し、

打合せもして開発が進められていたが、発注したソフトウェアが完成しないという場合、あるいはソフトウェアが納入されたものの不具合があるという場合、この場合は不具合とされる部分が客観的に見て不具合といえるかどうか、という点が問題になる場合もあります。このような場合は、全国的に見ても、この分野の専門家を見つけ専門委員になってもらえれば、という話になってきています。この他、金融商品を巡る訴訟も増えており、かなり複雑な金融商品の問題になると、当事者双方からそれなりの証拠が出るにしろ、金融商品に精通した方の意見が聞けたらと思うこともあります。

今回皆様方にお伺いしたいのは、日々の活動の中で、自分の専門外の知識が必要になった場合に、知識を獲得する方法や、必要な知識を持っている専門家をどうやって見つけているのか、こういった点です。平成16年度の制度創設以来、いろいろな団体において裁判所の専門委員をお引き受けいただいているところですが、裁判もどんどん複雑な類型が出てきていることから、皆様方のお知恵をお借りできればと思います。

- 日本建築士学会四国支部の事務に携わっていますが、そこでは30年前から司法支援会議という名称で組織的に活動しています。多分、医療関係も同様な組織があると思います。
- ◎ 建築でも、マンションの構造計算だと違った知見が必要となります。そうした場合の情報はお持ちでしょうか。
- 司法支援会議には各分野の専門家が集っているので、細分化された領域での専門家も見つけることができるはずです。
- 鑑定人や専門委員に選ばれるためには、肩書とか何かしらバックボーン、学会や専門職団体の推薦、実績がないと難しいのでしょうか。また、手続の途中で鑑定人や専門委員の変更はできるのでしょうか。
- 確かに、当庁では医療関係の専門委員は、高知県下の大きな病院の専門医を選任しています。

鑑定の場合、鑑定人からの1回の意見書提出で決着がつくことが多いですが、一方当事者にとって不利益な意見が出た場合、その当事者から鑑定の前提となる事実が誤っていたのではないかと、鑑定に際し適用した知見・知識に疑問がある、ということが申し立てられて、改めて鑑定を行うこともあります。専門委員につきましては、ある特定の場面で関与してもらった後、裁判を継続する中で別の場面で他の専門委員に関与してもらうこともあります。しかし、高知ではそのような活用をした実績はありません。

- 何も高知県で自給自足することもないのではと思いますが。
- 司法制度が変わって弁護士が増えたことにより、医療訴訟が増えることを懸念していました。患者さんからの相談は個々の医師会が受けていますが、話を聞くと納得される方が多いのが実情です。中には弁護士に相談してみると言われる方もいますが、訴訟にまで発展するものは少ないようです。相談は医療ミスというよりも、長時間待たされたという不満や、テレビの影響からくるものではないかと思われるものですね。ドクターXやスーパードクターのように、100%患者さんを助けるのが当たり前だと思っている方もおられます。心臓外科の世界では95%助けるのだから大変です。救命救急や産婦人科も同様ですが、専門医でも意見が別れることもあります。ただ、高知県だと高知大学ないしは高知医療センターというように所帯が狭いので、都会と違って、地元で適格な専門家を探すのは難しいとは思いますが。仮に専門家が見つかったとしてもはっきりと意見を言いにくいこともあるでしょうから、全国の専門家に声掛けしてもらうのが良い方法だと考えます。
- 鑑定人や専門委員は、当事者双方の同意がなければ選任できないのでしょうか。
- 公正な判断ができるか否かを確認するために、利害関係の有無については、当事者双方に意見を聞いた上で選任しています。
- ルールとしては、当事者の同意がなくても、裁判所の主導で決まるという

ことよろしいですか。

- 鑑定は証拠方法の一つですので、証人尋問などと同じ位置付けになります。日本においては、証拠は当事者が提出する建前になっていますので、当事者が鑑定の申請をして、それを裁判所が採用して実施することになります。鑑定人を決めるのに当事者の同意が必要という決まりにはなっていませんが、実際は、複数の候補者の中から当事者の同意が得られる方を選んでいるのが実情です。一方、専門委員も裁判所が選んだ方を選任することは可能です。ただ、証拠にならないとはいえ事実上専門家の意見を聞くことにはなりますので、当事者の意見を押し切って選任することは事実上無理だと思います。
- 鑑定人候補者は、どういう形で名前が上がってくるのですか。
- 当事者の鑑定申請書に「こういう論文を書いている方がいて、この方が良いと思う。」と書かれる場合もあります。
- マスコミで専門家の意見を取り上げる場合だと、懇意にしている方、映像が出て構わない方をお願いしています。民事事件の場合だと、費用負担の問題も発生すると思いますし、選任する土俵が違うのかなという感想を持ちました。
- 専門訴訟になると審理期間が長くなり、当事者もそれに付き合う時間が長くなると聞いていますが、専門委員制度を導入されたことで短縮されたという効果があったのであれば御紹介ください。
- 感覚としては、専門委員制度の導入は審理期間の短縮につながっていると思います。鑑定は、主張と証拠が的確に揃っていればすんなりと鑑定していただけていると思います。しかし、これまでの経験を申し上げますと、専門家から、そもそも問題の捉え方が違うのではないかと指摘を受けて、鑑定事項を練り直したこともあります。また、裁判官としては、争点から外れていて鑑定事項にふさわしくないと考えることもあります。そうした場合に、専門委員が争点整理の早い段階で関与していただけると、訴訟の初期の段階で

軌道修正ができ、鑑定をする際にも鑑定事項がすっきりして、結果審理期間が短くて済んだように思います。何か月短縮できたといった具体的な数値は持っていませんが、制度としては効果があったと考えております。

◎ 本日は、貴重な御意見，御提言をたくさんいただき，ありがとうございました。

6 次回開催予定

(1) 開催日

7月16日（木）

(2) テーマ

高知地方・家裁裁判所における防災について

(3) 開催場所

高知地方・家庭裁判所大会議室

(4) 地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会の合同開催